第六条第二項中「これを」を削り、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　拘禁許可状が書面である場合　拘禁許可状を示すこと。

二　拘禁許可状が電磁的記録である場合　最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第六条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十三条第三項中「ついて第一項各号又は前項各号」とあるのは「ついて逃亡犯罪人引渡法第六条第二項各号」と、「前二項」とあるのは「同項」と、「、第一項各号又は前項各号」とあるのは「、同項各号」と読み替えるものとする。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（審査の請求）」を付し、同条第一項中「判らない」を「分からない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該審査の請求に係る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

3　前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したものとみなす。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二　前条第一項の審査の請求が同条第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京高等裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第八条の三　東京高等検察庁の検察官は、第八条第一項の審査の請求をしたときは、逃亡犯罪人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。ただし、第二号に定める電磁的記録の送付は、逃亡犯罪人に異議があるときは、することができない。

一　当該審査の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

二　当該審査の請求を第八条第二項の電子情報処理組織を使用して当該審査の請求に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりした場合　ファイル又は当該記録媒体に記録されている当該事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第九条第一項中「前条」を「第八条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「おそくとも」を「遅くとも」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十条第一項中「基いて、左」を「基づいて、次」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「書面の」を削り、「第三条第二号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「第四条第一項各号の一」を「同条第一項各号のいずれか」に、「第八条第三項の規定による審査請求書の謄本」を「第八条の三各号に定めるもの」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「裁判書の謄本」を「次の各号に掲げるもの」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附し」を「付して」に、「ともに、これ」を「共に、当該各号に定めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　裁判書の謄本　当該謄本

二　ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録　当該裁判書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第十四条の見出し及び同条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「謄本」を「謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「の引渡」を「の引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に、「同条同号」を「同号」に改める。

第十六条の前の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「引渡の」を「引渡しの」に改め、同条第二項中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第四項中「引渡の」を「引渡しの」に、「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　引渡状及び受領許可状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十六条に次の一項を加える。

6　引渡状及び受領許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　引渡状又は受領許可状が書面による場合　記名押印すること。

二　引渡状又は受領許可状が電磁的記録による場合　法務省令で定める記名押印に代わる措置（引渡状又は受領許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて法務大臣の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第十七条第一項中「の交付」を「の提供」に、「交付して」を「提供して」に改め、同条第二項中「交付」を「提供」に改め、同条第五項中「交付して」を「提供して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二項第二号中「最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名」とあるのは、「拘禁状に記録された事項」と読み替えるものとする。

第十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十八条中「前条第五項」を「前条第六項」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に、「受領許可状を示して」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。

一　受領許可状が書面である場合　受領許可状を示すこと。

二　受領許可状が電磁的記録である場合　法務省令で定めるところにより、受領許可状に記録された事項及び第十六条第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る法務大臣の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。